

中国杭州市中山中路歴史的街区におけるファサードのデザインに関する研究

The Façade of ZhongShanZhong Road Historic Area in HangZhou City, China

王 秋琳
WANG QIULIN

1. はじめに

(1) 研究の背景

中国の歴史的街区のファサードの整備は、修理、改造(修景)及び更新(新築)等の方法で行われている(表1)。

表1 歴史的街区建(構)築物保護と整備モデル^{注1}

| 分類 | 保護建築 | | 一般建(構)築 | | | |
|---------|--------------|-----------|---------------|-----------------|------|----------|
| | 文物保護単位(重要伝建) | 歴史的建築(伝建) | 改造建築 | | 新築建築 | |
| | | | 歴史的風致と合う建(構)築 | 歴史的風致と合わない建(構)築 | 形の再現 | 街の雰囲気と合う |
| 保護と整備方式 | 保護と修理 | 保護と修理 | 保留と改善 | 改造と解体 | 新築 | 新築 |

■保護建築以外の建造物

現在、中国における一部の歴史的街区は、伝統的様式の定義や改造、更新のデザインが決めていない状態で整備を行っているため、斬新なデザインの街路ファサードが見られる。特に歴史的街区における現代建築のデザインの基準は十分でなく、歴史的景観に調和する現代建築ファサードのデザインコントロールの方法が求められている。

(2) 研究の目的

本研究は、中国浙江省杭州市の中山中路歴史的街区を対象にして、街路型建築のファサード整備における改造と更新(修景事業)のデザイン事例を分析し、デザイン手法と街区の歴史的景観のデザインコントロール要素を検討する。

また、歴史的街区に保存されている歴史的建築のファサードについて分析し、改造と更新建築の外観部分にみられるデザイン要素との関連性を考察する。

要するに、歴史的街区における歴史的建築の外観と調和するために、改造建築と新築のデザインのコントロールはどのようにすればよいか、

これは本研究の課題である。

(3) 研究の方法

本研究は次のように研究を進めた。

最初に杭州市中山中路歴史的街区の整備実態を明らかにするため、政府各部門のホームページと杭州都市計画展示館、同济大学都市計画研究院、中国美术学院建築設計院などにおいて、関連法律制度や保護計画に関連した資料を収集した。そして収集した資料から、研究対象地区における文物保護建築^{注2}、保護歴史的建築^{注3}、改造建築^{注4}及び新築の状況について把握した。

また、各地区の歴史的環境および街路に面したファサードの問題点を把握するために、現況を目視調査し、地図に記録、写真撮影を行った。そして、古写真と現地で撮影した写真で整備前後の連続的ファサードを作成した。これらを基にファサードの変容及びデザイン手法を明らかにした。

改造された建築及び新築のデザインの分析は、洋風建築、中式古典建築、現代建築の三種類の建築様式に分け、外観のエレメントごとに伝統的意匠の踏襲、デザインコントロールの要素について分類し、考察を行った。

なお、本研究では2013年1月に実施した現地調査に基づいて分析を進める(期間:2013年1月9日~1月21日)。

2. 対象地区について

(1) 中山中路歴史的街区の概要

中山中路歴史的街区は南宋時代(1127-1279)に形成され、中華民国(1912~1949)の建物が残る街区である。約1キロメートルにわたる街区は、2002年に保護街区に指定され保存が行われてきた。

中山中路歴史的街区の景観が伝統的商業街であ

り、杭州の歴史的変遷を反映する歴史的街区である。現在、多くの文物保護単位の建築は洋風建築で、中国の古典な民族的建築様式とは限らず、そのファサードに様々な現代的デザインセンスを取り入れた事例が見られる。

(2) 研究対象地区の範囲

本研究の対象地区は、中山中路歴史的街区第一設計エリアの76号から231号までの総計57棟の街路型商業建築が密集した箇所(図1)とする。

このエリアの景観は、中国美术学院、同濟大学によって2004年から2009年にかけてデザインされた。

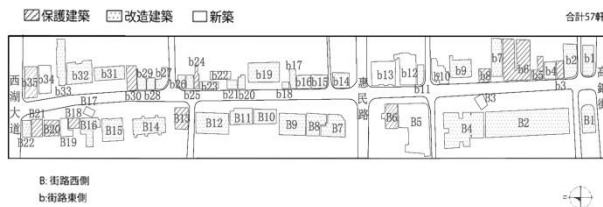


図1 中山中路歴史的街区第一設計エリアの配置図

3. 中山中路歴史的街区第一設計エリアにおけるファサードの現状

(1) 歴史建築の保護規範

杭州市歴史的街区和歴史的建築保護の実施計画は以下の内容を含む：

- 1、街区の歴史文化の景観保護規範；
- 2、街区の重点保護地域と伝統的景観調和地域；
- 3、街区の状況により、地域計画と調整また建築空間環境の保護；
- 4、街区の景観に調和しない建築の改修；
- 5、他の計画管理との調整。

そのうち、建築に関わる規範は：

- 1、歴史的街区に現存している建築の景観が計画と異なる部分は、計画に従って調整または回復させる必要がある。
- 2、歴史的街区の重点保護範囲内の新築及び増築の禁止。現存する建築を改築する時には、歴史的景観を維持また復旧する必要がある。
- 3、歴史的街区の伝統景観調和地域における新築、増築と改築の場合には、高度、外観や色などの要素について、歴史的街区の景観に合うように調整する。
- 4、計画決定された保護建築の伝統的景観を変更することを禁止する。

5、歴史的街区内の屋外広告や看板などは、計画に従って建築景観に影響しないようにすること。

歴史的街区に関わる条例は歴史的街区の全体景観と歴史的建築を保護する方法について記載している。保護建築以外の建築に対して歴史的景観に調和することを求めているが、具体的な内容、改造と新築の基準に関してはほとんど指示されていない。歴史的街区の保護計画の作成には、大学また行政内の設計機関に頼むことが多い。

(2) 保護建築の現状

国指定文化財：

対象地区に国と市指定の文化財(文物保護単位)は5箇所があり、国指定の文化財は街路の西側におけるイスラム教の鳳凰寺である(図2)。国指定の文物保護単位に対する修理の原則は変更せず、古資料に従って復元することである。

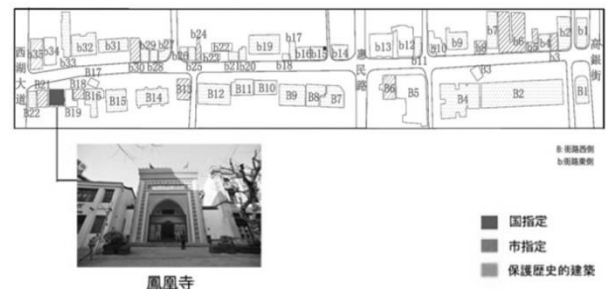


図2 国指定文化財の鳳凰寺の位置

市指定文化財：

対象地区に市指定の文化財(文物保護単位)が4箇所ある(図3)。市指定保護建築に対しては、修理は認められている。

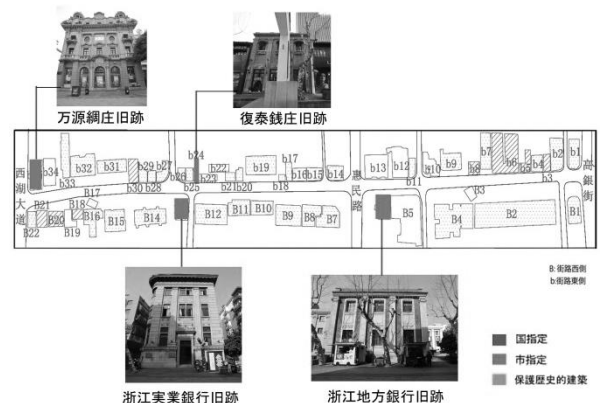


図3 市指定文化財の位置

保護歴史的建築：

対象地区に指定保護建築になっていない歴史的

価値が認められた建築は全体計画に記載されている保護歴史的建築と定義する。それらの建築に対しては、修理とある程度の改造が許可されている。

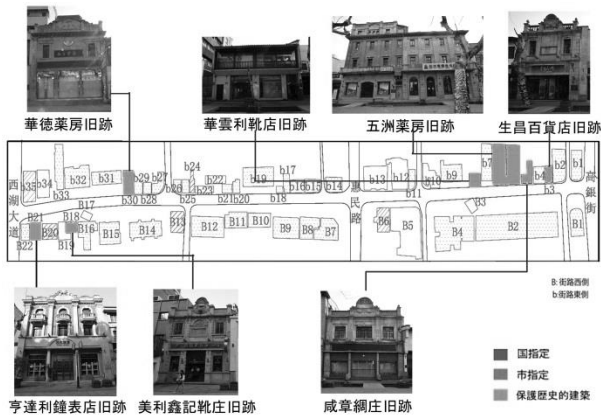


図4 保護歴史的建築の位置

(3) 整備後のファサード

中山中路歴史的街区の歴史的景観における建築様式は、中国伝統的徽派建築様式と清代以降の近代洋風建築が多く、新と旧の変化を演じる街並みである。

現在、文物保護単位に指定された建築は洋風建築を中心とし、中国の民族的な建築様式といった歴史的建造物と、現代的感觉でデザインされた改造建築や新築などの商業建築が混在した景観が特徴である。

また、70、80年代に建てられた現代建築が多く残るため、建築のスカイラインに起伏がある所がある(図5と図6の立面図)。

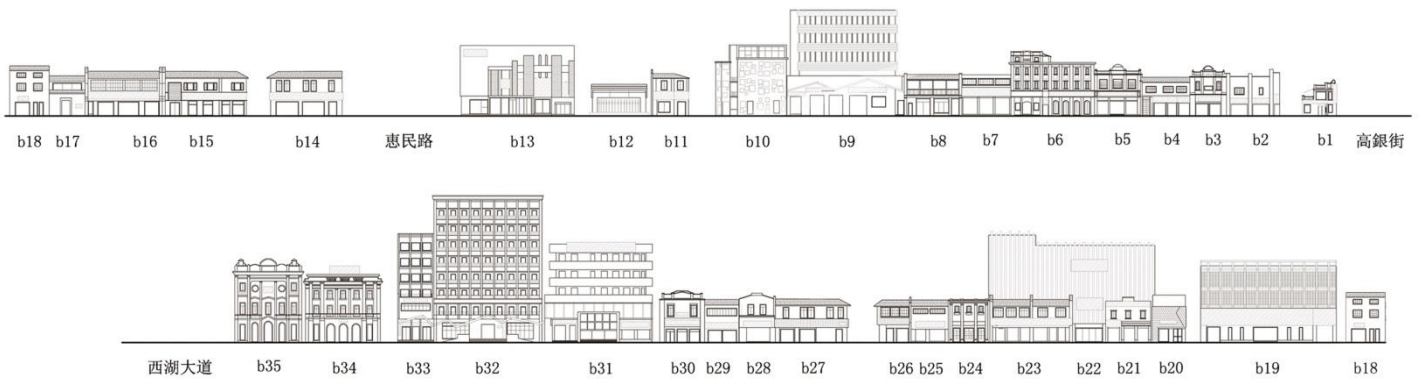


図5 街路東側立面図

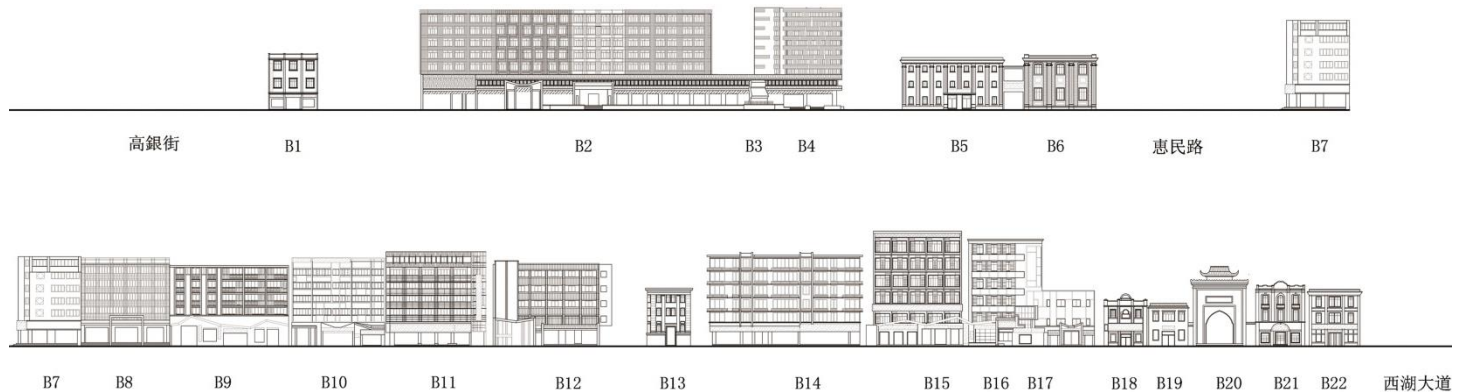


図6 街路西側立面図

4. ファサードの変容とデザイン手法

(1) 整備の経緯

調査の結果、中山中路伝統的歴史街区には、民国時代の建築が最も多く、80年代以降に建設された建築も多いことが明らかになった。そして、現代建築の目立つ景観が不統一と不調和をもたらし、中山中路の近代建築による街路景観を破壊している。

そのため、2004年から2006年に、同済大学は「杭州市中山中路歴史文化街区保護と整備計画」を作成した。それから、2007年から2009年にかけて、中国美术学院は「杭州市中山路総合保護と更新工程街面設計方針」を作成し、最初に高銀街から西湖大道までの街面の建築の設計を行った。

また、デザインのガイドラインとなった資料は「中華人民共和国都市計画法」、「浙江省歴史文化名城保護条例」、「杭州市歴史的街区と歴史的建築保護方法」があるようだ。その中に、保護建築の保護方法と歴史的街区の景観の保護基準が記載されている。この過程において、中山中路の整備に関わる制度と計画制定の流れは図7に示した。

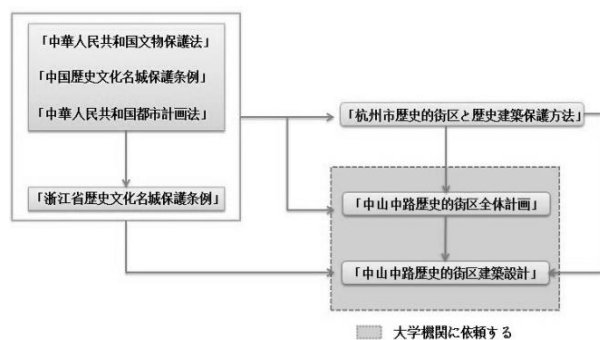


図7 中山中路歴史的街区保護と更新計画制定の流れ

整備計画制定の流れは、まず政府の計画局が「中華人民共和国文物保護法」「中国歴史名城保護条例」「中華人民共和国都市計画法」に従い、「浙江省歴史文化名城保護条例」を制定し、これらの規制を踏まえて「杭州市歴史的街区と歴史建築保護方法」を作成した。

その後の具体的な全体の保護計画と設計プランは大学の中の都市計画と建築設計機関が政府から依頼され、様々の条例を参照しながら計画するものだろう。

(2) ファサードの変容

整備前に撮影された写真と比べると、改造建築は元の様式を模倣した事例と、整備前と大きく変

わった事例に分けられる(図8)。また新築の場合も、解体された建築様式の要素を取り入れた事例と、完全に新しくデザインされた事例の二種類がみられる(図9)。

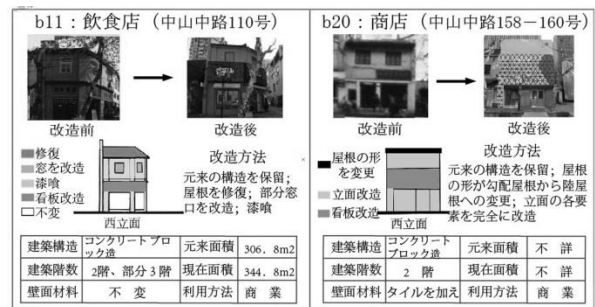


図8 改造建築 b11(整備前の様子と踏襲)と b20(大きく変容した)

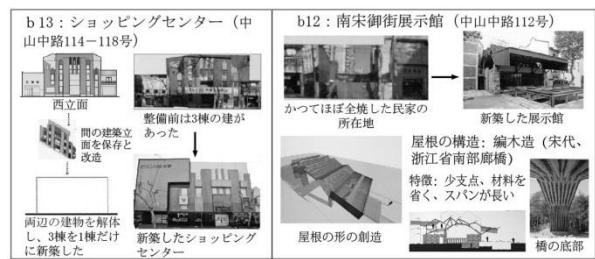


図9 新築 b13(解体あり)と b12(解体なし)

図8と図9のファサード全体の変容の程度と新築によって分類し、改造建築、新築と保護建築に分けて整理した。

その上、図10で変容の程度と新築による分類の各建築類型がファサード全体に占める比率を整理した結果、改造建築と新築両方とも整備前の外観を踏襲する例が約半分を占めることが明らかになった。

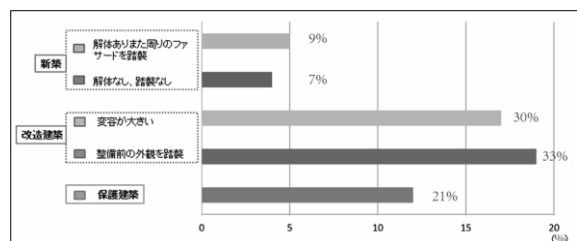


図10 変容の程度と新築による分類

(3) ファサードの変容から見るデザイン手法

(i) 改造建築

改造建築を洋風、中式と現代建築にわけて、資料と現地調査から改造建築のファサードの整備手法を合計6種類(K1型~K6型)に分類した(表2)

表2 改造建築のファサードの整備手法

| ファサード改造手法 | 建築類型 | 改造建築 | |
|-------------|------------------------------------|-----------------------------------|---|
| | | 整備前を踏襲(19軒) | 大きく変化した(17軒) |
| 屋根の変更 | 写配から隠へまた写配から写配へ | | |
| | 看板改造 | b1(洋)、b2(洋) b1(洋)、b7(規) K1型 | b4(中)、b7(中) b11(中)、b14(中) b15、b16(中)、b17(中)、b18(中) b21(洋)、b27(中) B14(規)、b22(洋) K2型 |
| 建築立面部材改造と交換 | 立面全体の改修(材料また塗装)開口部の更新 | | b20(規) b23(中) b25(中) b26(中) b29(中) K4型 K5型 |
| | 瓦の下屋根または起伏する下屋根を造る; 張り出して構造体の入口を増築 | | b9(規)、 b19(規)、 b2(規)、 b4(規)、 b8(規)、 b9(規)、 b10(規)、 b11(規)、 b12(規)、 b15(規)、 b16(規) |
| | 格子、大面積のガラス張り、電子看板などの要素を加え | | K6型 |

(ii) 新築

新築は洋風、中式と現代建築にわけて、ファサードの整備手法合計6種類(J1型~6型)に分類し、表3に示す。

表3 新築のファサードの整備手法

| ファサード整備手法 | 建築類型 | 新築 | |
|-------------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------------|
| | | 解体前を踏襲または周辺のファサードを踏襲(4軒) | 踏襲なし(5軒) |
| 物理的な連続性のため の新築 | 新築前に解体または部分解体 | b13(規)、 b22(規) J1型 | b19(規) J2型 b10(規) b12(規) |
| | 自由な形態と開口部またガラス張り | | |
| | 台地また張り出して構造体などの付加要素あり 伝統的洋風建築を模倣 | b20(洋)、B5(規) J3型 | |
| 空間を生かすための新築 | 台地また張り出して構造体などの付加要素あり | | B3(規)、 B17(規) K6型 |
| | 自由な形態と開口部またガラス張り | | |

街路東側のファサードにおいて、建造物の外観が木造およびブロックに改造され、その開口部や看板などがデザインされて、塗装が施された。新築は隣家との調和を考慮せず、自由にデザインされる傾向にあるが、街路の景観の物理的な連続性を保つことに配慮が払われた。

また、街路の西側ファサードにおいて、デザインガイドラインに従って、西側にある現代建築を残し、それらの入口部分を改造し、起伏のある庇、格子、ガラス張りの電子看板などを付け加えた。このため街路西側に建設された新築は、空間を活かすようにデザインされたものが多い。ファサードの壁面線を整えることなく、ボリュームのあるデザインが採用され、街路に面した空間を提供することによって休憩のための空間を創り出している。

5. 伝統的意匠の継承とデザインコントロール

(1) ファサードの伝統的意匠による継承

保護建築やデザインガイドラインに記載された基準などから、中山中路の「伝統的要素」を分析した。

保護建築と伝統的中国の徽派建築からみると、

洋風と中式の伝統的建築様式によって、青色、白色、灰色、茶色が伝統的な色彩と言える。

ガイドラインからみる伝統的意匠の要素は、主に建築当初の形態の多様化を守っている。かつての街路の空間の配置を参照しながら、中国の伝統的建築の色彩を採用し、オリジナルのイメージを保存することが求められている。

(2) 保護建築と歴史建築の区別

対保護建築と一般建築が見分けられるかを考察すると、主に四つの手法が挙げられる。

(i) 石碑と説明文の石版

文物保護単位として指定された建物の前には、歴史を説明するための石碑が設置されている。

歴史的特色を持つ保護歴史的建築はまだすべて文物保護単位にはなっていない。歴史的建築としての価値が高く、保護に値するという表示は、建築外壁の石版に書いてある。

(ii) 建築様式と外観上の区別

多くの保護建築はほぼ洋風建築であり、伝統的ではない建築と見分けることは容易である。また、保護建築ではない洋風建築もたくさんあるが、保護建築と比べて、一般の洋風建築はアーチや装飾がなく、屋根も直線的である

(iii) 建築形態

新築されたものの中で、伝統的材料を用いた創造的な形態の建築事例がある。これらの新築が歴史的建築ではないことは判別しやすい。

(iv) 色彩の運用

一部の新築は隣の保護建築の様式を模倣している。その色彩は保護建築より古さを感じにくい明るい色を用いているので、保護建築と見分けやすい。

(3) デザインのコントロール要素

(i) 洋風建築のコントロール

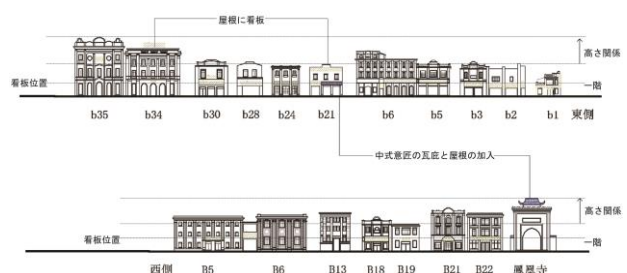


図11 対象地区における洋風建築

洋風建築は三階以下、其々の階高の差が一階未満である。開口部の位置と縦長のプロポーション

